

飼料価格高騰経営安定緊急支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、飼料価格高騰経営安定緊急支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「対象飼料」とは、富山県内で飼養する家畜に給与することを目的として飼料会社または農業協同組合（以下「飼料会社等」という。）から購入した配合飼料等（配合飼料価格安定制度（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日50畜B第303号農林事務次官依命通知。）に定める異常補填交付金交付事業及び同要綱に定める配合飼料価格安定基金が業務方法書により行う通常価格差補填をいう。）による価格差補填の対象となる配合飼料、穀物（米を除く。以下同じ。）由来の単体飼料及び混合飼料のうち穀物由来の飼料をいう。）をいう。

(奨励金交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、富山県内の農場で畜産業を営む者（地方公共団体を除く。）であって、別表に掲げるコスト低減等の取組みを3つ以上取り組む者とする。

(対象時期と奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の表のとおりとする。

対象時期	奨励金の額
令和6年度分（令和6年4月1日～令和7年2月28日）	左記期間中に購入した対象飼料1トンにつき、1,400円。

(奨励金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書及びこれに添付すべき書類の様式等（以下「申請書類」という。）は、別記様式第1号に定める飼料価格高騰経営安定緊急支援奨励金交付申請書及び実績報告書のとおりとする。

2 申請書類は、富山県農林水産部農業技術課広域普及指導センターを経由しなければならない。

3 前項の経由機関への申請書類の提出期間は、次の表のとおりとする。

対象時期	提出期間
令和6年度分（令和6年4月1日～令和7年2月28日）	令和7年2月19日から令和7年3月5日まで

(帳簿等の整備保管)

第6条 奨励金の交付を受けた者は、奨励金交付に係る申請書類及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年度分の奨励金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分（第1四半期分及び第2四半期分）の奨励金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分（第3四半期分及び第4四半期分）の奨励金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の奨励金に適用する。